

日連 5 第 899 号
(業 1 第 71 号)
令和 5 年 10 月 25 日

税制審議会会長 様

日本税理士会連合会
会長 太田 直樹

諮 問

貴審議会に下記の事項を諮問します。

記

一、少子化社会における税制のあり方について

(諮問の趣旨)

昭和 22 年から同 24 年にかけてのいわゆる第一次ベビーブーム期における年間の出生者数は、250 万人を超えていましたが、その後の出生者数は漸減し、令和 4 年のそれは、明治 32 年に統計を開始して以来、初めて 80 万人を下回りました。一方で、高齢化率は暫増しており、高齢者の絶対数は増加し、わが国は文字どおり少子高齢化社会となっています。

このような人口構造の変化は、労働力人口の減少、現役世代に対する社会保障費の負担の増加を招くとともに、内需の縮小や経済成長率の低下の原因になると考えられます。また、若年者による高齢者の介護の負担が増加するなど、家族のあり方を含め、わが国の経済社会に多大な影響を及ぼすことになると考えられます。

わが国では、少子化に関して、平成 15 年に「少子化対策基本法」が制定され、以後、種々の施策が講じられてきましたが、少子化に歯止めがかかっていないのが現状です。

このような状況の下で、少子化対策としてどのような施策が有効か、今後さまざまな議論が行われていくものと予測されますが、その一環として税制における対応も検討課題になると考えられます。現に、個人所得課税においていわゆる N 分 N 乗方式を採用することが少子化対策に効果的であるという意見があるようですが、これは所得税における課税単位に関わる重要な問題です。また、税制と社会保障制度との関係から、所得水準に応じた女性の就労調整の問題、配偶者控除や扶養控除のあり方のほか、さらには、世代間の税負担のあり方などを含めて幅広い方面から検討する必要があると考えられます。

そこで、深刻な問題を含んだ少子化社会に即した税制はどうあるべきか、諸外国の例も踏まえて検討していただきたく、貴審議会に諮問します。

以上